

2018年2月28日

株式会社第四銀行

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 当行は、社会全体のデジタル化に対応するため、フィンテック等を活用しお客さまの利便性向上や業務の効率化を推進しております。このようななか、当行はオープン・イノベーションを促進する観点から、利用者保護を確保することに留意しつつ、電子決済等代行業者<sup>1</sup>をはじめとする多様な協業先との連携・協働により、先進的で付加価値の高いサービスの創造を目指してまいります。
2. 当行は、電子決済等代行業者との API<sup>2</sup>連携（更新系 API<sup>3</sup>）を可能とする体制の整備を行っており、個人のお客さまの口座については、2018年7月を目途に整備を完了する予定です。（提供する機能については「別紙」参照）
3. 当行は、電子決済等代行業者との API 連携（参照系 API<sup>4</sup>）を可能とする体制の整備を行っており、個人のお客さまの口座については、2018年7月を目途に整備を完了する予定です。（提供する機能については「別紙」参照）
4. 当行が提供する API に関するシステムは、全銀協「オープン API のあり方に関する検討会」による「オープン API のあり方に関する検討会報告書」（2017年7月13日公表）に記載の API 標準基準およびセキュリティ原則に則っております。  
なお、個人のお客さまの口座に係る API 連携システムの設計、運用及び保守については、「T S U B A S A 金融システム高度化アライアンス」<sup>5</sup>が共同出資する T & I イノベーションセンター株式会社に委託して行います。
5. 当行において電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先は、以下のとおりです。

連絡先	株式会社第四銀行 総合企画部 デジタルバンキング推進室 g113005@daishi-bank.jp
-----	---

<sup>1</sup> 銀行法等の一部を改正する法律（2017年6月2日公布）による改正銀行法に定める事業者で、別途当行との間で電子決済等代行業者に係る契約を締結した事業者となります。

<sup>2</sup> API とは、Application Programming Interface の略。他の事業者のサービスと銀行システムを安全に連携するための接続仕様のことです。

<sup>3</sup> 更新系 API とは、改正銀行法第二条第十七項第一号に定める行為を含む、取引指図や情報の更新等を行うための API をいいます。

<sup>4</sup> 参照系 API とは、改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為を含む、口座残高や明細等を参照するための API をいいます。

<sup>5</sup> フィンテックをはじめ先進的な IT 技術を調査・研究するために発足した枠組みで、現在、第四銀行、千葉銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行の 6 行が加盟しています。

## 6. 参考情報

当行が提供する API の具体的な仕様の閲覧、テスト環境等が使用可能な「開発者ポータル」を用意する予定です。

以 上

## API で提供する機能（2018年7月予定）

## 1. APIの種類

種類	APIの名称
更新系	・預金間振替（同一名義の預金口座間の資金移動を行う）
参照系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座番号照会（預金口座番号の一覧を取得する）</li> <li>・個別口座残高照会（指定された口座の残高を取得する）</li> <li>・全口座残高照会（応答可能な口座の全てまたは指定された口座の残高を取得する）</li> <li>・入出金明細照会（指定された口座の入出金明細を取得する）</li> <li>・定期預金預入明細照会（定期預金の預入明細を取得する）</li> <li>・投資信託残高照会（投資信託の残高を取得する）</li> </ul>

## 2. 参照系 API で提供する口座情報

内容	普通預金	貯蓄預金	定期預金	積立定期預金	外貨普通預金	外貨定期預金
残高照会	○	○	○	○	○	○
入出金明細照会	○	○	—	—	—	—
内容	投資信託	カードローン	住宅ローン	教育ローン	マイカーローン	フリーローン
残高照会	○	○	○	○	○	○
入出金明細照会	—	—	—	—	—	—

※データ取得可能期間は最大15か月分です。

## 3. システム概要

